

埼玉県手話アドバイザー派遣事業実施要綱

(令和5年4月1日施行)

(目的)

第1条 この事業は、手話を広く普及し、県民一人一人が手話に対する理解を深めていくことによって、障害者の社会参加を促進し、障害のある方もない方も共に活躍できる共生社会を実現するため、市町村に対し地域の手話普及の取組を支援するための「手話アドバイザー」を派遣するものである。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、民間団体に委託して、「手話アドバイザー」を派遣する。

(手話アドバイザー)

第3条 手話アドバイザーは、原則、県内広域に活動する聴覚障害者団体と地域で活動する聴覚障害者団体の構成員によるものとする。

2 手話アドバイザーを市町村に派遣する際は、地元の地域で活動する聴覚障害者団体の構成員を欠かさず派遣できるように日程調整等を行うものとする。

(対象事業)

第3条 市町村における次に掲げる事業等を対象とする。

(1) 市町村が実施する手話イベントや手話講習会の実施に向けた企画立案への助言等

(2) 手話言語条例の制定に向けた検討への助言等

(3) その他、市町村が実施する地域の手話普及に関する取組に向けた助言等

(派遣の希望把握・決定)

第4条 市町村の手話アドバイザー派遣希望の把握は、県からの通知によって行う。

(2) 県は、予算の範囲内で、希望する市町村に手話アドバイザーを派遣する。

(派遣の時期・回数)

第5条 手話アドバイザーの派遣時期は、概ね6月から2月までの時期において、希望市町村ごとに個別に調整する。

2 派遣回数は、1市町村当たり原則年3回までとする。

(派遣の手続き)

第6条 手話アドバイザーの派遣を希望する市町村(以下「希望市町村」という。)は、県が別途定める期限までに、「埼玉県手話アドバイザー派遣計画書(別添様式)」を県に提出する。

2 県は、上記の計画書を第2条第2項の委託先の民間団体(以下「委託先団体」という。)に送付する。

3 委託先団体は、希望市町村や手話アドバイザー派遣元団体と日程調整等の上、手話アドバイザーを派遣する。

4 委託先団体から県への実績報告に関しては、別途契約書に添付する仕様書に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別添様式

埼玉県手話アドバイザー派遣計画書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長 宛て

市町村担当課
担当者
電 話
メー ル

手話アドバイザーの派遣について、次のとおり希望します。

派遣の時期	内容